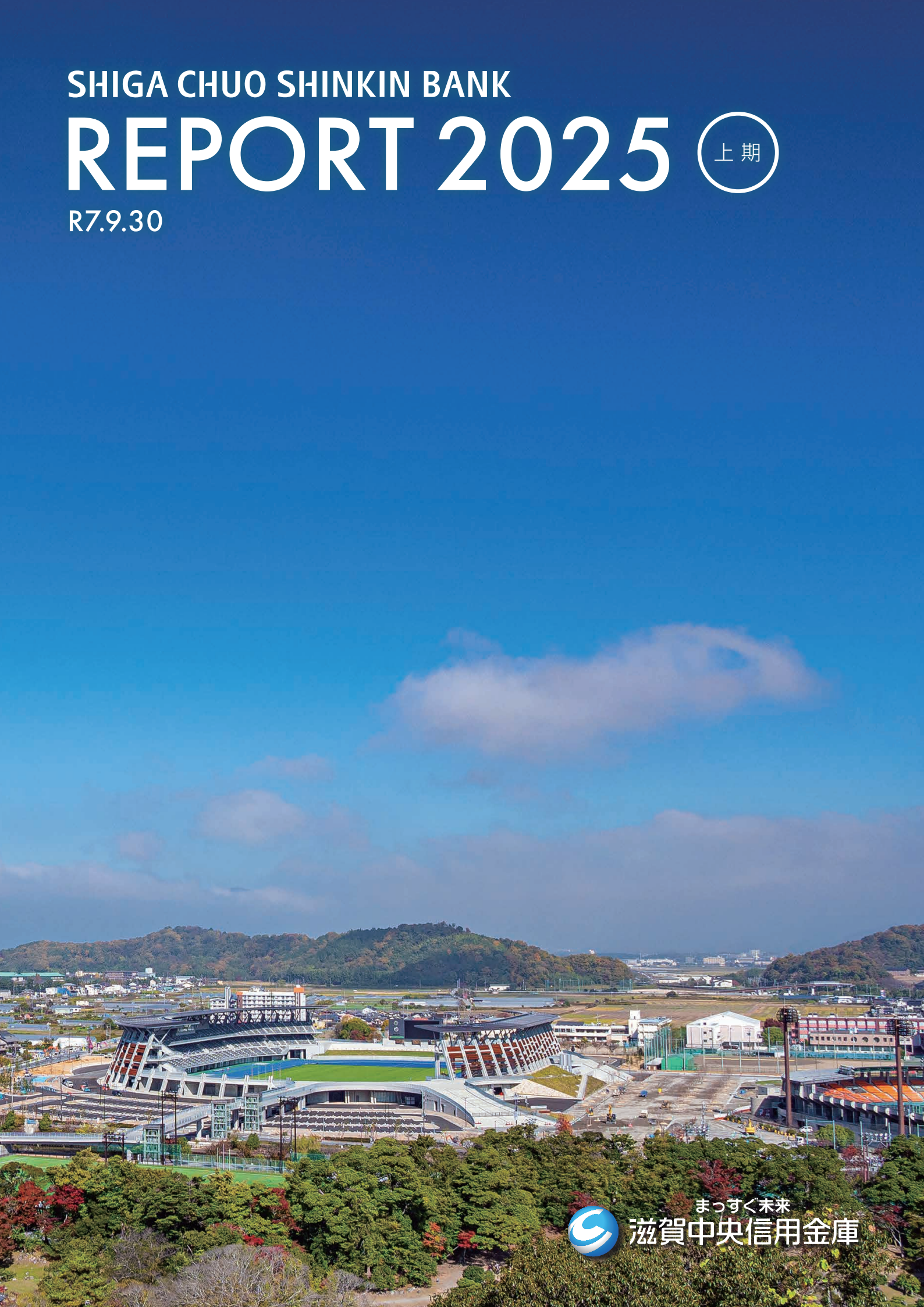


SHIGA CHUO SHINKIN BANK

REPORT 2025

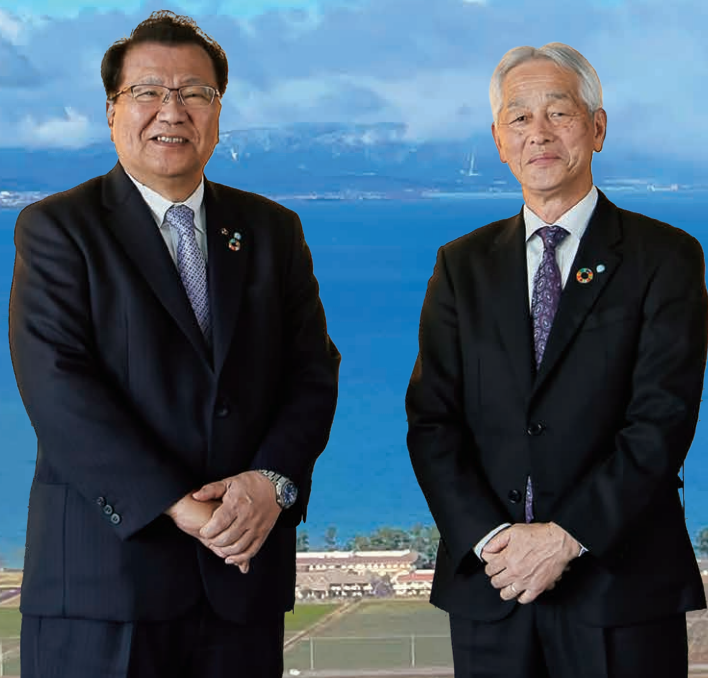
上期

R7.9.30



まっすぐ未来

滋賀中央信用金庫



平素は滋賀中央信用金庫に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、2025年度上期の業績や事業者支援の取り組みを記載した「半期ディスクロージャー誌」を作成いたしましたのでご高覧ください。

今年度上期の国内経済は、トランプ関税による景気下押し圧力の顕在化への懸念や、最低賃金の引き上げに伴う中小企業の収益環境の厳しさが一層増しました。今後は、新政権による「強い経済」の実現に向けた基本方針の推進に伴い、中小企業の価格転嫁進展や雇用・所得環境の改善が期待されます。

こうした中、当金庫は、新長期経営計画「まっすぐ未来しがちゅうしん3か年計画 持続可能な社会を目指して深化・進化への挑戦」に基づき、地域の事業者の皆さまへの更なる支援強化を図り、事業継続性の確保と課題解決に取り組んでまいります。

これからも、地域の皆さまとの連携を深め、より一層の金融サービス向上と地域の活性化に邁進する所存でございますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月

滋賀中央信用金庫 会長 沼尾 護
理事長 岩崎 哲雄

しがちゅうしんの取り組み 01

事業者支援の取り組み

しがちゅうしんビジネスクラブ 1周年記念講演会および交流会の開催

次世代経営者の学びや異業種交流の場の提供を目的に発足した「しがちゅうしんビジネスクラブ」が1周年を迎えました。今回は、主にAIをテーマにした講演と、セミナーで学んだ内容をより現実味ある体験としていただけるよう、AI体験ブースを設置しました。

令和7年7月25日「しがちゅうしんビジネスクラブ」1周年記念講演会を開催しました。
講演会、交流会には101名の会員さまにご出席いただきました。



しがちゅうしんビジネスクラブ 次世代経営塾の開講

地域を支える金融機関として、取引先企業の次世代経営者を対象とした「次世代経営塾」を開講しました。自社の強み・弱みの分析や、今後の成長戦略における競合他社との優位性の確保に向けて、座学と同世代経営者との情報交換等を通じ、次世代経営者の学びをサポートしました。

令和7年9月5日「しがちゅうしんビジネスクラブ 次世代経営塾」を開講し、19名の会員さまにご出席いただきました。



「ひこね起業塾」の開催、彦根商工会議所との共催 「はちまん創業塾」の開催、近江八幡商工会議所・安土町商工会との共催

独立開業を目指す一般、会社員、学生および開業後間もない方を対象に創業セミナーを開催しました。創業時に必要な基礎知識やノウハウを学び、実現に向けて創業計画書を作成いただきました。

- 「令和7年度彦根商工会議所ひこね起業塾」
7月19日～8月31日（計6日間開催）
12名の方が参加されました。
- 「はちまん創業塾2025」
7月6日～8月24日（計6日間開催）
32名の方が参加されました。



ひこね起業塾の様子



はちまん創業塾2025の様子

“まっすぐ未来”

TOPICS

02 | しがちゅうしんの取り組み

滋賀県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」の締結

令和7年7月4日 急増する特殊詐欺等の被害拡大防止や口座不正利用防止を目的に、滋賀県警察本部と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」を締結しました。本協定は、滋賀県に本店を構える16の金融機関と滋賀県警察本部が連携し、犯罪被害の実態に関する情報を共有することで、被害が拡大しないよう共に注意を呼びかけ、断続的に発生している特殊詐欺の根絶に向けた社会の実現を図ることを目的としたものです。詐欺の可能性が高い取引などを確認した場合、県警へ必要な情報を提供いたします。



日本政策金融公庫との「危機事象発生時における業務連携に関する覚書」の締結

令和7年7月29日 地域の事業者の方に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、有事に備え機運の醸成に資する活動も含め、相互連携を円滑にすべく本業務連携に関する覚書を締結しました。近年、頻発・激甚化している自然災害や感染症の発生等、様々な危機に備え事前に業務連携の方針を定めておくことで、有事の際にも地域の事業者の方へ切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。



第2回 金融教育セミナーの開催 テーマ「おこづかいの使い方と管理を学ぶ」

令和7年8月19日、20日の2日間、小学校1・2年生を対象とした金融教育セミナーを開催し、20名のお子さまとその保護者の方にご参加いただきました。

お金に関する豆知識講座やお店屋さんごっこを通じて正しいお金の使い方と管理について楽しく学ぶことができました。



能登半島地震災害復興支援 被災地への寄付

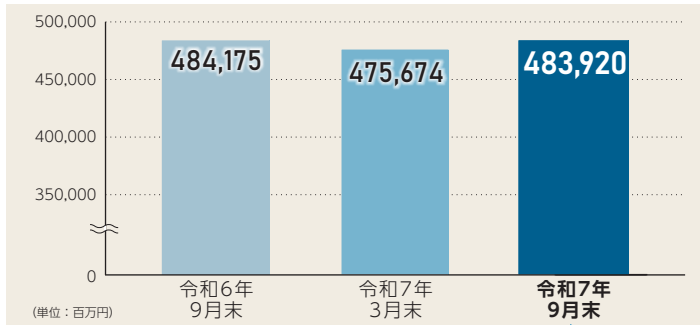
能登半島地震において、被災されたみなさま並びにご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。多くのお客さまよりご賛同賜りました復興支援定期預金の預入総額の0.01%相当額を日本赤十字社を通じて被災地へ寄付しました。
(お客さまによるご負担金は発生いたしておりません。)



2025年度上半期の業績

■ 預金・貸出金残高の状況

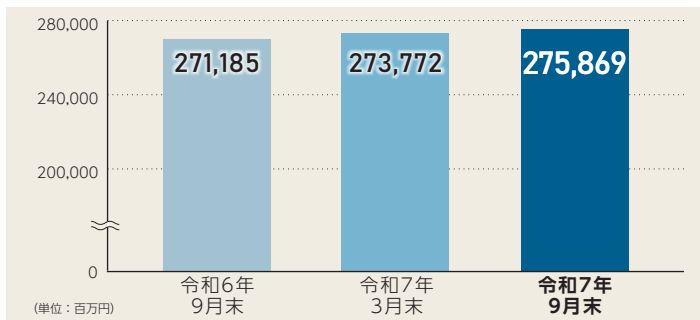
● 預金積金



預金積金について

令和7年9月末の預金積金残高は、前期末比82億45百万円増加し4,839億20百万円となりました。科目別では、流動性預金が同比2億47百万円増加、固定性預金が同比79億98百万円増加しました。

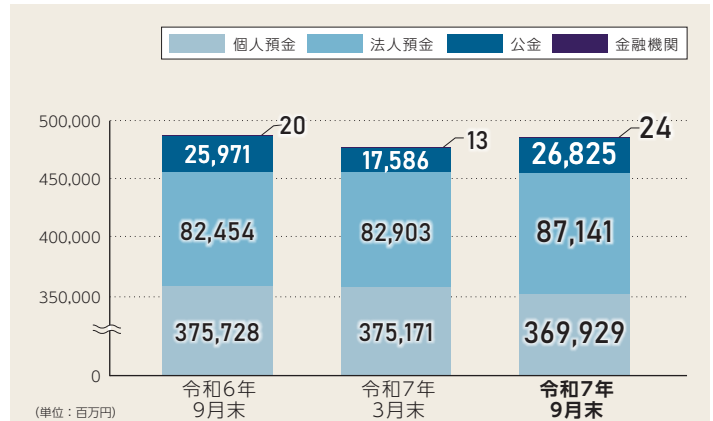
● 貸出金



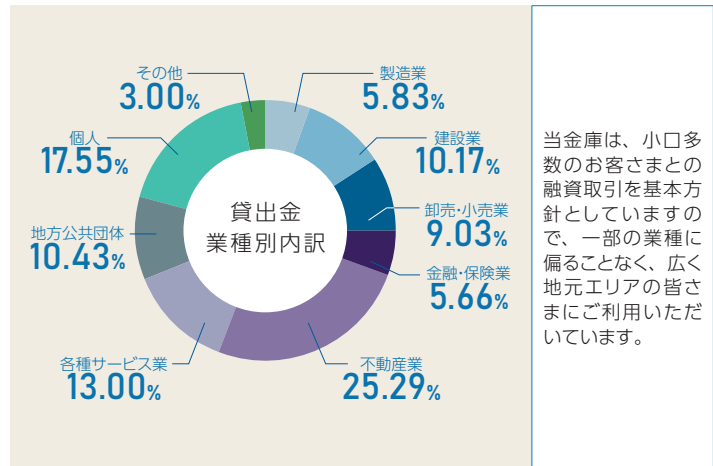
貸出金について

令和7年9月末の貸出金残高は、前期末比20億96百万円増加し2,758億69百万円となりました。事業性融資残高は、同比8億75百万円減少、住宅ローン残高は同比5億23百万円増加しました。事業性貸出先数は、前期末比52先増加し5,141先となりました。

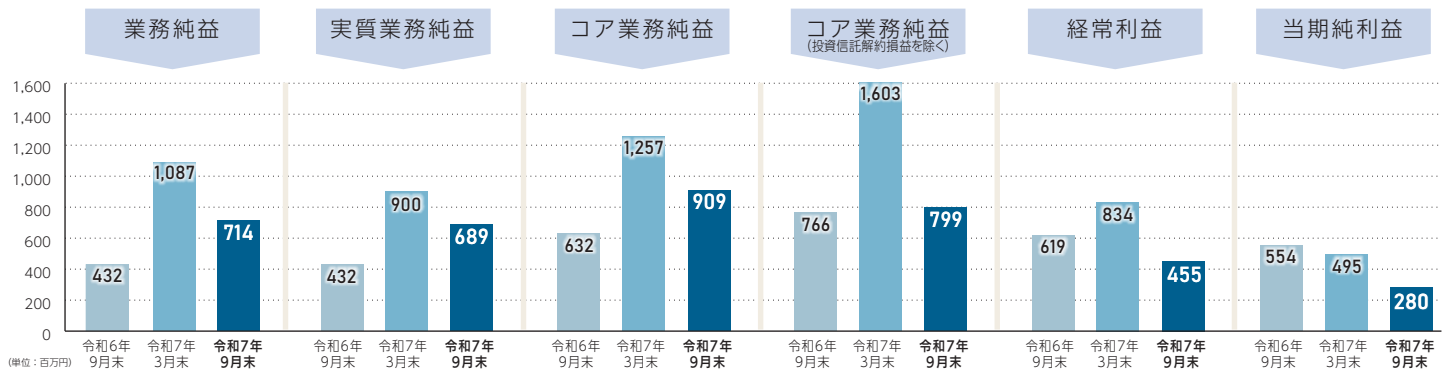
● 預金人格別内訳



● 貸出金業種別内訳



■ 収益および自己資本の状況



● 自己資本の構成に関する主な開示事項

項目	令和7年3月末	令和7年9月末
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	24,993	25,251
コア資本に係る調整項目の額 (B)	75	63
自己資本の額 (C) = (A) - (B)	24,918	25,187
リスク・アセット等の合計額 (D)	244,223	240,251
自己資本比率 (E) = (C) / (D)	10.20	10.48

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

● 定量的な開示事項

項目	令和7年3月末	令和7年9月末
信用リスクに対する所要自己資本の額 (A)	9,419	9,260
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (B)	349	349
単体総所要自己資本額 (C) = (A) + (B)	9,768	9,610

令和7年9月末の自己資本比率は、前期末比0.28ポイント上昇し10.48%となりました。自己資本比率は、国内基準4.0%以上が求められていますが、当金庫の自己資本比率は国内基準を大きく上回っています。

■ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高(a)	保 全 額 (b)			保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
		担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年3月末	593	593	523	69	100.00	100.00
	令和7年9月末	1,426	1,426	1,058	368	100.00	100.00
危 険 債 権	令和7年3月末	7,535	7,404	5,052	2,352	98.27	94.75
	令和7年9月末	7,133	7,007	4,724	2,282	98.22	94.73
要 管 理 債 権	令和7年3月末	1,566	685	434	251	43.76	22.21
	令和7年9月末	1,587	825	454	371	51.99	32.76
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和7年3月末	0	0	—	0	16.06	16.06
	令和7年9月末	20	24	20	4	123.40	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和7年3月末	1,565	685	434	251	43.77	22.21
	令和7年9月末	1,567	800	434	366	51.08	32.35
小 計 (A)	令和7年3月末	9,695	8,683	6,010	2,673	89.56	72.55
	令和7年9月末	10,148	9,259	6,237	3,022	91.23	77.26
正 常 債 権 (B)	令和7年3月末	266,301					
	令和7年9月末	267,809					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和7年3月末	275,996					
	令和7年9月末	277,958					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を認めることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

● 信用金庫法および金融再生法に基づく不良債権比率の推移 (() 内は引当控除後、単位:%)

	令和7年3月末	令和7年9月末
不良債権比率	3.51 (2.54)	3.65 (2.56)

■ 有価証券の時価情報等

● 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	令和7年3月末			令和7年9月末			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	
	地 方 債	—	—	—	—	—	
	社 債	—	—	—	—	—	
	そ の 他	600	601	1	600	606	6
	小 計	600	601	1	600	606	6
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	
	地 方 債	—	—	—	—	—	
	社 債	423	422	△0	410	409	△0
	そ の 他	21,500	20,832	△ 667	20,900	20,263	△ 636
	小 計	21,923	21,255	△ 667	21,310	20,673	△ 636
合 計	22,523	21,856	△ 666	21,910	21,280	△ 629	

- (注) 1. 時価は、令和7年3月末および令和7年9月末における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

● その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	令和7年3月末			令和7年9月末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式 債 券	139	128	11	334	293	40
	国 債	601	599	2	302	300	1
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	601	599	2	302	300	1
	そ の 他	11,311	10,554	756	11,712	10,848	864
	小 計	12,052	11,282	770	12,348	11,442	905
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式 債 券	392	467	△ 74	398	423	△ 25
	国 債	87,396	94,265	△ 6,868	90,511	97,710	△ 7,198
	地 方 債	11,557	12,794	△ 1,236	11,899	13,179	△ 1,280
	社 債	22,053	24,545	△ 2,492	24,426	27,073	△ 2,646
	そ の 他	53,785	56,924	△ 3,139	54,185	57,457	△ 3,271
	小 計	30,135	33,461	△ 3,326	26,629	29,566	△ 2,936
合 計	117,924	128,193	△ 10,269	117,539	127,699	△ 10,160	
	合 計	129,977	139,475	△ 9,498	129,888	139,142	△ 9,254

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、令和7年3月末および令和7年9月末における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

● 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

種 類	令和7年3月末	令和7年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	40	40
組 合 出 資 金	—	—
合 計	40	40

● 売買目的有価証券

該当ありません。

本 部	彦根市小泉町34番地1	0749-22-7722
彦根営業部	彦根市小泉町34番地1	0749-22-7721
南彦根駅前出張所		
銀座支店	彦根市河原三丁目1番26号	0749-22-0854
城東支店	彦根市旭町1番18号	0749-22-7726
高宮支店	彦根市高宮町1753番地の3	0749-23-4411
平田支店	彦根市平田町422番地の16	0749-22-1321
城南支店	彦根市西今町394番地の1	0749-24-9061
佐和山支店	彦根市西沼波町203番地の6	0749-27-1800
稲枝支店	彦根市肥田町1013番地の6	0749-43-5600
河瀬支店	彦根市川瀬馬場町1091番地の5	0749-25-3900
愛知川支店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3	0749-42-2255
秦荘支店		
豊郷支店	犬上郡豊郷町安食南273番地	0749-35-4331
多賀支店	犬上郡多賀町多賀515番地	0749-48-2131
湖東町支店	東近江市池庄町1番地の9	0749-45-1601

本店営業部	近江八幡市桜宮町198番地	0748-34-7766
八幡西出張所		
八幡支店	近江八幡市仲屋町元19番地	0748-32-3161
北里支店	近江八幡市十王町81番地	0748-34-8111
八幡駅前支店	近江八幡市鷹飼町南三丁目1番地15	0748-37-6141
安土支店	近江八幡市安土町下豊浦4715番地	0748-46-3121
竜王支店	蒲生郡竜王町大字駕輿丁68番地	0748-57-1800
野洲支店	野洲市小篠原1172番地	077-588-3111
中主支店	野洲市西河原2236番地	077-589-4141
守山支店	守山市守山六丁目7番16号	077-583-2711
守山北支店		
守山駅前支店	守山市守山一丁目6番12-101号	077-582-3160
栗東支店	栗東市手原四丁目8番10号	077-553-3151
草津支店	草津市野村六丁目3番25号	077-569-4551
南草津支店	草津市野路町456番地の1	077-569-5230
大津支店	大津市松原町3番6号	077-531-2522

発行 / 滋賀中央信用金庫 経営企画部

〒522-8655
滋賀県彦根市小泉町 34 番地 1
TEL 0749-35-1000
<https://www.shigachushin.jp/>



このカタログは、環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。FSC認証紙とは、非営利国際団体FSC(Forest Stewardship Council®=森林管理協議会)の原則と基準に基づいて適切に管理された森林から伐り出したFSC認証材および管理原材料を採用したものです。

700冊作成のための総排出量310kg-CO₂
この印刷物から発生するCO₂はカーボン・オフセットジャパン(www.co-j.jp)を通じてオフセットされています。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。